

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

NO.172

〔共通〕問1 自衛消防組織の設置に係る次の文章を読み、消

防法令上誤っているものを1つ選べ。なお、いずれの場合も消防法第8条第1項の防火対象物であるものとする。

- (1) 地階を除く階数が11の令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が1万m²のものには、その管理について権原を有する者が自衛消防組織を置かなければならぬ。
- (2) 地階を除く階数が11の令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物で、同表(4)項の用途に供される部分の床面積の合計が11階部分も含めて1万m²のものには、当該(4)項の用途に供される部分の管理について権原を有する者が自衛消防組織を置かなければならぬ。
- (3) 地階を除く階数が4の令別表第1(5)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が4万m²のものには、その管理について権原を有する者が自衛消防組織を置かなければならぬ。
- (4) 自衛消防組織を置かなければならぬ防火対象物又はその部分の管理について権原を有する者が複数あるときは、共同して自衛消防組織を置かなければならぬ。

〔消防設備〕問1 消防設備士試験に係る次の記述のうち、消 防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防設備士試験は、消防用設備等又は特殊消防用設備等(工事整備対象設備等)の設置及び維持に関する必要な知識及び技能について行われる。
- (2) 消防設備士試験の種類は、甲種消防設備士試験及び乙種消防設備士試験である。
- (3) 消防設備士試験は、消防設備士試験の種類ごとに、毎年1回以上、都道府県知事が行う。なお、当該都道府県知事は、総務大臣の指定する者に、消防設備士試験の実施に関する事務を行わせることができるが、その場合、自ら消防設備士試験の実施に関する事務は行わないものとする。
- (4) 乙種消防設備士免状の交付を受けた後1年間、工事整備対象設備等の整備(第17条の5の規定に基づく政令で定めるものに限る。)の経験を有する者は、甲種消防設備士試験を受けることができる。

〔消防設備〕問2 自動火災報知設備の警戒区域は、原則として防火対象物の2以上の階にわたらないものとする必要があるが、その例外として消防法令上正しいものを次のなかから1つ選べ。

- (1) 自動火災報知設備の一の警戒区域の面積が300m²であり、かつ、当該警戒区域が防火対象物の3の階にわたる場合
- (2) 自動火災報知設備の一の警戒区域の面積が400m²の階段に

熱感知器を設ける場合

- (3) 自動火災報知設備の一の警戒区域の面積が500m²であり、かつ、当該警戒区域が防火対象物の2の階にわたる場合
- (4) 自動火災報知設備の一の警戒区域の面積が600m²のエレベーターの昇降路に煙感知器を設ける場合

〔防火査察〕問1 消防法(以下「法」という。)第4条及び第4条の2に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 法第4条に基づく報告徴収と資料の提出との関係は、前者があくまで報告するために文書を作成し、これを提出するものであるのに対し、後者は何らかの理由によりすでに作成され、又は作成される予定である文書等を提出するものである点が異なる。
- (2) 法第4条に基づく立入り、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況の検査について、正当な理由なくして立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者には、法第44条第二号の罰則の適用があるが、関係のある者に対する質問については、正当な理由なくして陳述しない者がいても罰則の適用はない。
- (3) 法第4条の2に基づく消防団員の立入検査の要件は、法第4条のように単に火災予防のために必要があるときではなく、火災予防のため特に必要があるときであり、また、正当な理由なくして消防団員の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避しても、その行為者を罰する規定はない。
- (4) 消防法第4条の2に基づく消防団員の立入検査については、消防団員が非常勤の職員であることなどから、法第4条のように関係のある者の請求があるときに行う証票の提示、関係者の業務の妨害しないことなどの消防団員が遵守しなければならない事項は規定されていない。

〔防火査察〕問2 消防法(以下「法」という。)に基づく違反処理に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 法第8条の2の3第1項に基づく防火対象物点検等の特例認定を受けている防火対象物に対し立入検査を実施した際に、当該防火対象物の管理について権原を有する者の変更があり、同法第5項に基づく届出を怠ったことを確認したので、過料を適用するために当該変更前の権原を有する者の住所地を管轄する地方裁判所にその旨通知した。
- (2) 法第8条の2第1項に該当する防火対象物に対し立入検査を実施した際に、統括防火管理者が選任されているにもかかわらず、同法第4項に基づく届出がなされていないことを確認し、届出するよう指導したが従わないので、当該届出違反

予防技術検定模擬テスト解答

〔共通〕

問1 答 (3)

解説 東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震の切迫性に鑑みれば、多数の者が出入りする大規模・高層の防火対象物において地震、火災等の災害発生時の応急対策を円滑に行う体制を整備し、利用者の安全を確保する必要があることから、平成19年に消防法が改正され平成21年6月1日以降、これらの防火対象物の管理権原者に対して、自衛消防組織の設置が義務付けられており、本設問は自衛消防組織の設置について問うものである。

- (1) 消防法第8条の2の5第1項、消防法施行令第4条の2の4第一号イ、同令第4条の2の5第1項。本肢は正しい。
- (2) 消防法第8条の2の5第1項、消防法施行令第4条の2の4第二号イ(1)、同令第4条の2の5第1項。本肢は正しい。なお、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分以外の部分がある場合、当該部分には自衛消防組織の設置義務は課されないこととなるが、その場合にあっても消防法第8条第1項及び消防法施行規則第3条第1項第一号イの規定並びに消防法第36条第1項において準用する消防法第8条第1項及び消防法施行規則第51条の8第1項第一号イの規定に基づき、「自衛消防の組織」により自衛消防業務を行う必要があるため、防火対象物全体で一体的な自衛消防活動が確保されるよう消防計画において定める必要があることとされている（「消防法の一部を改正する法律等の運用について」（平成21年1月29日付け消防予第48号。消防庁予防課長通知1(1)(2)イ）。
- (3) 消防法第8条の2の5第1項、消防法施行令第4条の2の4第一号ハ、同令第4条の2の5第1項。消防法第8条第1項の防火対象物ではあるが、地階を除く階数が4以下の令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項から(2)項まで、(13)項イ、(15)項及び(17)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が5万m²以上のものには該当しないため、自衛消防組織の設置を要する防火対象物ではなく誤りである。ただし、自衛消防組織の設置対象とならない場合でも、法第8条の防火管理者の選任等が義務付けられている防火対象物にあっては、法第8条第1項及び消防法施行規則第3条第1項第一号イの規定に基づき、「自衛消防の組織」について消防計画に定め、消防計画に基づき自衛消防業務を行う必要があるとされている（同通知1(1)(1)）。
- (4) 消防法第8条の2の5第1項、同令第4条の2の5第2項。本肢は正しい。なお、令第4条の2の5第2項の適用については、共同して自衛消防組織を置く場合において、管理上の事情等により複数の自衛消防組織を置くこととなる場合は、自衛消防組織の設置方法や業務を行う範囲等について規則第4条の2の10第2項第一号に定める自衛消防組織に関する協議会におい

て協議し明確化するとともに、その内容を各消防計画で定めておくこととされている（同通知1(1)(2)イ）。

〔消防設備〕

問1 答 (4)

解説 (1) 消防法第17条の8第1項。本肢は正しい。なお、消防設備士試験における消防用設備等又は特殊消防用設備等は、受験生が受けようとする消防設備士試験の種類及び指定区分に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等である。

- (2) 消防法第17条の8第2項。本肢は正しい。なお、消防設備士免状の指定区分は、甲種消防設備士免状は6類に、乙種消防設備士免状は7類に区分されている。
- (3) 消防法第17条の8第3項。本肢は正しい。なお、都道府県知事は、総務大臣の指定する者（指定試験機関）に消防設備士試験の実施に関する事務を行わせることができることとされており（消防法第17条の9第1項）、この規定により指定試験機関に消防設備士試験の実施に関する事務を行わせるときは、都道府県知事は消防設備士試験の実施に関する事務を行わないものとされている（消防法第17条の9第3項）。また、都道府県知事又は指定試験機関は、毎年1回以上であれば1年に何回試験を行っても差し支えない。さらに消防設備士試験を受験しようとする者は、自らの本籍地又は住所地を管轄する都道府県知事又はその委任を受けた指定試験機関以外に、その他の都道府県知事又はその委任を受けた指定試験機関の行う消防設備士試験も受験することができる。
- (4) 消防法第17条の8第4項第2号。乙種消防設備士免状の交付を受けた後2年以上工事整備対象設備等の整備（第17条の5の規定に基づく政令で定めるものに限る。）の経験を有する者でないと甲種消防設備士試験を受けることができないので誤り。

問2 答 (3)

解説 自動火災報知設備の警戒区域の設定は、当該区域の形を複雑にしたり、その面積を大きくしたりすると、防火対象物のどこで火災が発生したかを容易に特定することができないため、原則として階毎に設定することとされている。ただし、一定の要件を満たす場合は例外的に認められており、本設問はその要件として正しいものを見るものである。

- (1) 消防法施行規則第23条第1項。自動火災報知設備の一の警戒区域の面積は500m²以下だが、当該警戒区域が防火対象物の2の階ではなく3の階にわたるため誤りである。
- (2) 消防法施行規則第23条第1項。自動火災報知設備の一の警戒区域の面積が500m²以下の階段であることは問題ないが、煙感知器ではなく熱感知器を設けることから誤りである。
- (3) 消防法施行規則第23条第1項。本肢は正しい。

(4) 消防法施行規則第23条第1項。エレベーターの昇降路に煙感知器を設けることは問題ないが、自動火災報知設備の一の警戒区域の面積が600m²であり500m²を超えていたため誤りである。

[防火査察]

問1 答 (4)

- 解説 (1) 法第4条及び違反処理マニュアルにより適当。
(2) 法第4条、法第44条及び立入検査マニュアルにより適当。
(3) 法第4条の2及び法第44条により適当。
(4) 法第4条の2第2項により、法第4条第2項から第4項までの規定(証票の提示等)は消防団員の立入検査にも適用されるので、不適当。

問2 答 (2)

- 解説 (1) 法及び違反処理マニュアルにより適當。
(2) 法第8条第2項と異なり、法第8条の2第4項の届出を怠った場合の罰則規定は設けられていないので、不適當。
(3) 法及び違反処理マニュアルにより適當。

(4) 法及び違反処理マニュアルにより適當。

[危険物]

問1 答 (1)

解説 引火性を有する溶剤等の成分を一部含有する塗料類のような混合物については、これら溶剤の含有率が低くなれば火災危険性が相対的に低くなることから、アルコール類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類について、組成(可燃性液体量)等(第3石油類及び第4石油類については組成)が一定の条件に適合するものについては品名から除かれ(すなわち、第4類の危険物に該当しないこととされ)ている(法別表第1備考第十三号～十六号参照)。

問2 答 (4)

解説 移動貯蔵タンクにおけるガソリン等静電気による災害発生のおそれのある液体危険物の受扱時においては、危険物の流動に伴い発生する静電気が火源となった火災・爆発事故の発生危険性が高い。そのため、静電気による災害の発生防止のための措置(流速制限、接地等)が必要とされている(令第27条第6項第四号ハ、ホ、ヘ参照)。

昇任試験実力養成講座・小論文

解答例

北海道では、本年7月28日に、日本海溝・千島海溝沿いで巨大地震が起きた場合の太平洋沿岸38市町別の被害想定を公表している。死者数が最も多いのは釧路市で最多の約8万4,000人、北海道全域では、約14万9,000人に上ると見込まれている。北海道が市町別に被害想定を公表するのは初めてで、昨年12月に公表された国の被害想定を踏まえ、同様の手法を用いて算出されたという。

この被害想定で死者数が最多となる時期と時間帯は、積雪や凍結で避難速度が低下し火気使用が最も多く出火・延焼が想定される冬の夕方だという。そして、住民が一時に避難する「津波避難ビル」などを考慮しない場合や、早期避難率が高く、津波情報の伝達や避難の呼び掛けが効率的に行われた場合の死者数は約5万人とも試算されている。北海道知事からは、「想定はいたずらに不安を煽るものではなく、関係者が起こりうる事象を自分事として受け止め、命を守るために防災・減災対策を検討していくことが求められる」とのコメントが発表されたそうである。

想定できる災害を前提にどの程度の被害が予想されるのか、その予測値を事前に県民さんに公表することは、災害対策の最初の段階で取り組まなければならない行政の重要な仕事である。この場合、地震の被害想定は、人的又は建物等の物的被害が最悪のシナリオを辿ることを想定しておくことが求められる。これは予め被害を想定しておくことによって、事前に心構えができ、パニックを起こさずに迅速に行動することができるからである。

そして、想定される被害の種類は、自治体、企業、個人

などに応じてそれぞれその範囲が異なってくることを十分理解しておかなければならない。自治体など行政の対応としては、予め決められた被害想定に応じ、公共的な立場から広範囲な対策(道路、交通、その他のライフライン・避難、福祉、医療、自治体間の支援など)に着手しなければならないし、企業などでは、従業者・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献を果たすために、人的・資本・利益損失や賠償責任、長期にわたる売上高の減少などの対応しなければならない。

また、個人としては、地震からの身の安全の確保(自宅や職場などの)や財産の保護(家屋の耐震化、家具等の固定)などに特に全力で取り組まなければならない。いずれにしても、基本にあるのは被害想定というものの位置付けを明確に理解した上でなければ、被害の軽減は到底かなわないということである。

こうした状態を回避するために、消防法上の防災管理や企業の防災マニュアル(BCPなど)を参考にするなどして、そこで想定されている被害を考慮した対策が講じられるようになっているか、改めて検証が必要である。現実には、対策を容易にするために敢えて被害想定を小さく見積もるということも起る。できるだけ具体性のある最悪の被害想定によって地震対策を考えることが第一歩であるが、逆に被害想定のない対策はもとより虚構の対策だということになる。その意味では、自治体や企業の地震対策の適否は、被害想定をもって評価することができると考えられる。